

不妊治療を受けた方へ

不妊治療費の助成申請はお済みですか？

市は、不妊治療のうち、体外受精・顕微授精と医療保険適用外の人工授精を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、平成25年4月1日以降に受けた治療の費用の一部を助成しています。

申請には、下記のとおり期日があります。期日を過ぎると助成を受けることが出来なくなるので、ご注意ください。

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)

(北海道特定不妊治療費助成事業の対象となる治療)

申請期日	治療を終了した日の属する年度内(4月1日～翌年3月31日) 1回の治療が終わり、北海道の助成決定の後、随時受付。
助成金額	北海道からの助成金を控除後の自己負担額を対象とし、1回の治療につき15万円を上限
助成回数・期間	申請初年度目は年3回、2年度目以降は年2回で、通算5年間(ただし、10回を上限とする)

一般不妊治療(医療保険適用外の人工授精)

申請期日	平成25年4月から12月までに受けた治療の費用についての助成は、平成26年3月31日(月)まで 平成26年1月以降に受けた治療の費用についての助成は、平成26年4月1日(火)以降に申請。
助成金額	人工授精に要した費用の自己負担額の2分の1とし、1年間で5万円を上限
助成回数・期間	申請は1年に1回で、通算2年間

申請方法

岩見沢保健センターにある申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書は市ホームページからも入手できます。

対象となる治療など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



申請・問合せ 岩見沢保健センター(10西3) ☎ 25局 5540